

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
ライフラインの安全対策	<p>【上水道対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。 ・ また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。 [企業庁] 	<p>【上水道施設（上水道事業者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。 ○ 施設の破損等により給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じた時は、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。 ○ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。 ○ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。 ○ 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。 ○ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設します。
	<p>【下水道対策】</p> <p>県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]</p>	<p>【下水道施設（下水道管理者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。 ○ 流域下水道では、県と関連市町が連携して、被害状況の調査、施設の点検を行います。 ○ 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。 ○ 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
	<p>【電気及びガス対策】</p> <p>電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や県災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。</p>	<p>【電力施設（東京電力パワーグリッド株）】</p> <p>○ 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。</p> <p>○ 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。</p> <p>○ 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>○ 災害時における復旧資材を次により確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。 ・ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図ります。 ・ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。 <p>○ 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。</p>

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
	【電気及びガス対策】	【都市ガス施設等】
		<p>○ 東京ガス株は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。</p> <p>○ 東京ガス株は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。</p> <p>○ 東京ガス株は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>○ 東京ガス株は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。</p> <p>○ その他の都市ガス業者（厚木瓦斯株、秦野瓦斯株、小田原瓦斯株及び湯河原瓦斯株）は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。</p> <p>○ 液化石油ガス業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。</p>

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
	<p>【電話、通信対策】</p> <p>○ NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、震度7クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。</p> <p>○ 災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行います。</p> <p>○ 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。</p>	<p>【電話（通信）施設（NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI株）】</p> <p>○ 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。</p> <p>また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。</p> <p>○ 特設公衆電話の臨時設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。</p> <p>○ 災害復旧の実施にあたっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。</p>